

総基料第 216 号
令和元年 12 月 23 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳 殿

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

フレキシブルファイバの実態把握について（要請）

情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」（令和元年 12 月 17 日答申）において、「フレキシブルファイバ等をはじめ卸役務を通じた提供の拡大が想定されることから、実態を適切に把握し、公正競争上の影響を検証した上で、必要に応じ、制度的措置を検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、下記のとおり令和 2 年 1 月 9 日（木）までに報告することを要請する。報告に当たっては、卸電気通信役務によりフレキシブルファイバの提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）との契約書その他の書面の写しを併せて提出すること。

なお、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）第 3 条ただし書の規定に基づく許可申請があった場合には、上記の報告内容を踏まえ、審査を行うことを申し添える。

記

1 フレキシブルファイバの提供内容

次の（1）から（9）までの事項について報告すること。卸先事業者への役務提供開始時から変更がある事項については、変更の時期及び内容を併せて報告すること。

- （1）卸先事業者に提供する具体的な役務の内容
- （2）卸先事業者への役務の提供条件

- (3) 卸先事業者への役務の提供料金（初期費用、月額料金等）及び接続料相当額
- (4) 電気通信設備の設置の工事に関する費用及びその負担方法
- (5) 貴社及び卸先事業者の責任に関する事項（利用者に対して負うべき責任を含む。）
- (6) 卸先事業者による設備使用の態様に関する制限
- (7) 重要通信の取扱方法
- (8) 卸先事業者への円滑な役務提供に必要な技術的事項
- (9) 卸先事業者に一体的に提供するその他の電気通信役務の状況

2 フレキシブルファイバの提供状況

次の(1)から(6)までの事項について報告すること。(3)から(5)までについて、卸先事業者への役務提供開始時から変更がある場合には、変更の時期及び内容を併せて報告すること。

- (1) 各年度末時点における都道府県ごとの提供回線数
- (2) 各年度末時点における卸先事業者ごとの提供回線数
- (3) 卸先事業者を支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）
- (4) 特定の卸先事業者に対して不当に優先的な取扱い、不当に不利な取扱い等を行わないための取組
- (5) その他卸先事業者との間で取り決めている事項
- (6) 5Gの進展等を踏まえた将来の提供回線数等の想定

(留意事項)

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以上